



燕石相撲傳書

四輯

七

日管  
679  
39



1.8  
679  
39

燕石十種第四輯卷七

相撲傳書

江戸書會

活東子輯



序

夫武備之業，劍、鎗、矢、石、組、打之習練，有繁、多、就、中、離、  
至、組、打者，劍、鎗、上、唯、以、四、肢、心、體、之、得、失、方、至、生、死、之、  
境、誠、危、戰、之、節、目、武、備、之、指、要、也、于、爰、相、撲、者、戰、術、  
組、打、之、一、助、而、用、來、舊、其、例、矣、是、則、平、時、練、武、謂、也、  
今、此、書、者、古、今、相、撲、有、功、之、教、形、猶、亦、戰、具、之、組、  
合、真、劍、之、中、各、集、相、撲、之、家、傳、故、號、角、力、傳、書、  
矣

享保寅曆初夏

木村柳悦

守直撰

本朝相撲之始

日本書紀第五

○ 彥仁天皇己巳朔乙亥壬右奏して言々當麻の邑小俾士り當麻の蹶  
速といふその人力強し能く角を毀釣を申恒々衆中を踏くいと  
何力を求めむに當麻力小あふむものりもや何強力比その小遇  
て死生をいふに蹶ふちうう辛べせ事以得て天皇聞給ひて羣臣  
小部て曰く朕聞當麻の蹶速ハ天下に力士也あまふらうぶ人あまや  
巨進テ言々巨聞ク出雲國ふる勇士り野見宿禰といふ致は人をりて  
蹶速ふ當せんと欲す而曰倭直袒長尾市を遣して野見宿禰を喚  
らふたれ野見宿禰出雲より至則當麻蹶速と野見宿禰をりて  
搦力を而く二人相對してまゝ各足を擧て相蹶則當麻蹶速が  
脇骨瓜ふ折まるとその腰を踏折これを殺けぬ當麻蹶速が地を  
奪て急ク野見宿禰を賜は是ら以てその邑小腰折田に録り野見宿





撲人性未此道と凡相撲人の皆東西に分る長橋此内黄端の帖二はを浦  
相撲人の座は今より東東相撲を東西に分る事以例ふ扱に家次中  
云く早朝大將の宿所ふれりて相撲の番の事を定む右近侍を遣擬  
將東司上下此將東を奉仕若相撲の勝負もよく決せられ義明門小  
追りス次の番を侍障りを申され相撲こゝせは若乱髪擯鼻禪解  
と凡相撲の長櫻橋此より至りて総て勝負分明ありと云く凡上郷  
作を奉て左右の次將を召ス次將階下此東西の進んで各見所を申ス或ハ  
之郷不同てある瓜作と云く拾七番終りて勝のり乱聲ス内取り是ハ  
たりたり同士の右同士の尚せあるを地取りと云く百合の右別と取扱  
出ハ能キ相撲を擯と云くと云くせは扱裏此相撲小家の助と云く事  
有り家の最上の相撲と云く今園相撲といふこと一亦助を想申す  
腰こり侍り別今此園殿今園といふ事ハ姓古ハ大内裏より相撲人  
を以て諸國此園納を守りて及ぶ葉にも防人と書是相撲ハ

剛強あるものあり人を防り此望トあり給ふを以て今最とある相撲  
を園といふ也その文ハ乱聲と云く今名事といふ事ハ亦西の方東  
の方といふも扱裏此扱或之行司相撲此法式古例よりて私事ハ  
わは片席會相撲の古實に家次中八巻其外書と云く出侍りて事敏也  
ゆゑこふ略と

世継の若れ物語ふいとく宇多天皇在原業平と相撲を取給ひみわと  
御負侍りて高欄やぶれきりこや

冷泉院此御宇西の宮殿此御宇少中務通橋敏延と多田満仲相撲  
取りありと云く満仲拾子に投りて面をお欠りて亦損ぢ事と云  
をわらと云くおぼりて腰刀を抜敏延以突ここ給り敏延も橋の根ハ  
貴教一速月バ撲と氣色と云く踏遠て立きりた

曾我記云く海老名の源三郎貞平は某が若盛ふ事得漢此は  
必相撲をとり或ハ力競べありて其より法れ今も若き方ハ幸を苦補

能登を言取り給く源三膝揮ヒツツとも出て以るをせんと言けきは老若無  
る〜と同ける其侍實平能は殿三盛澤殿相と比より何〜出て始給く  
〜と申するまより相撲取法のり幸同の五郎實俊八ヤキより出る九番  
おて入こは僕野五郎京久出て幸同を〜の其名を得る相撲を  
續て亦其人控投きりけ於て侍河津三郎祐泰直寄以脱捨山袖  
きの上を自徳二筋に重ふま〜強編て其出きり免は僕野の東八  
國ふ名をよま〜下歳と都ふお力て取けふ彼ふ勝き〜のあり〜と相  
撲を雙れ名を得きり僕野の合もせは向極もや當横さぬや較  
例スな〜と法と其所を河津僕野かと申むと能カ〜前〜段考を  
馬〜ま〜目より〜差揚ま〜は僕野を〜の河津が股ふ  
較カウ〜河津とんせは〜返〜尚〜〜搦片〜を致す  
高申進て横極ふ〜投きり免

源平盛衰記の云々小評干夏武藏國此怪人綴堂の大將太師五郎

兄中より其ふ大カあり〜が太師の東國を雙の相撲の上は十八の圍から  
を〜同〜和国小次郎義茂と綴ヅキ太師推並引の廻り馬より〜の綴の大カか  
れは居ま〜た〜と〜の小次郎も友の纏〜と〜せ附付〜持立連と綴  
太師の大カた〜と〜男めて和国小次郎が長小〜に係て押付ておこと  
志免和国を細〜や〜り〜のを潜で綴を拵倒し討〜思〜り長れ大の  
あり〜た〜何〜と〜お〜を相撲は昔よ〜也綴は和国が甲れ上帯引  
よせて四較カウふ掛造て胃カゲト綴を傾て十は又〜其ま〜り免和国綴の骨  
を折せて〜後勝負とおもひ〜の腰〜付て其ま〜り〜綴の繫を〜  
をば〜大波〜後〜と〜ね〜れた小次郎初は〜大波〜以直〜外搦の掛りて  
骨の折りぬ其〜と思ひけきは和国の綴が上帯〜て引帯の繫〜わ〜  
胃綴以地〜付て諸〜向〜て其聲出〜とも〜り〜綴の骨の折りぬ強  
掛〜とも〜ね〜の若れ〜と〜ね〜掛ら〜と〜倒〜も〜返〜さん〜返〜  
さ〜と〜ね〜の腕を〜胃の〜を〜入〜礼髪以門

作テ首を何カク撥テ首を六尺以上と云キ綴ラ身小尻ヲ掛ケテ  
伸ヨリ首を来る邊ニ首を冷シ息キを休テ居テ其ノ敵定メテ  
首を奪フトおもひし其ノ綴ガ首を奪フ其ノ根不結付テ馬ノ背  
ヲ杖突敵居合ト云フ呼リテ綴ノ五尺尺を討れてたれ死テ莫小三  
尺ハ和君ハ綴ガ中ニ五尺尺やゆふ尺が敵トシ義茂ハ絶ト思ヒテ  
楯ヲ奪ガ尺ノ太尺ハ東國中一尺力人也丈ハ絶ト云フ其ノ楯ハ  
今ハちろろあハ疾ク奪テ義茂ノ首ハ取テ云フ其ノ楯ハ如何ハ  
見テ事あるハ実トおもひ相シ並ニ絶ト云フ其ノ馬ヨリハ如何ハ  
志ヲリケ申シ五尺尺にあり是も頸ヲ捕小免角ト云フ尻ヲ掛海ハ  
是ラウセテ体弱ニ綴小太尺父ト和父を討テ三尺斗奪来テ大尺中  
差取テ番ト云フ其ノ兵を奪テ其ノ胸板ハ中テ躍リ返シ小次尺ヲ討  
向レ袖以振合を綴を傾ケ若シ親ハ必音ト云フ其ノ綴ハ小次尺  
親ノ敵をば捕テ其ノ親ノ敵あり他ノも楯ハ居合云フ其ノ

よハぬハ其ノ首を和君ヨリ奪テ云フ其ノ遠夫ト云フ義茂ガ甲をば  
通テ義茂を捕テ其ノ馳走ハ其ノ遣テ其ノ敵ハ數多合  
ぬと云フ其ノ首を奪テ其ノ首を切テ其ノ父ガ敵ハ其ノ首を奪テ其ノ  
馬ヨリ死リテ太尺板を掛リ小次尺ガ首ヲ取テ其ノ首ヲ切テ其ノ首  
を二ツをば取テ附ケ付ケ一ツを太尺ハ其ノ首ヲ取テ其ノ首ヲ取テ其ノ  
其ノ首ガ陣ハ其ノ敵ニ討捕テ其ノ剛ノ者ヲ誰ニ思フ音ハ其ノ  
其ノ眼ハ其ノ見テ拒武天皇ハ其ノ首ハ高望王ヨリ拾テ代三浦ノ大助義明ガ  
孫和四小次尺義茂生年拾七歳家ト云フ其ノ大將ハ其ノ首ヲ取テ其ノ  
其ノ首ヲ取

東鑑四十四卷云ク建長六年甲寅閏九月一日壬寅相列自ラ下若等を云フ  
御所ハ其ノ將軍家廣ノ御所ハ其ノ御所酒宴數献ハ其ノ近衛ハ其ノ



人々をよき名聲ふきかす干時相列申されたるは近年武藝廢て自他門者亦  
 職方藝の事を好まざる我輩礼を忘る能は比興と謂ふる一徳は弓馬比  
 藝の進テ裁會スる一先富座のありて相撲は勝負瓜を決り我を感スる  
 やるや河内佐のしと云々將軍家附し御入真あり干度或は逐電と或は  
 固辞やむ陸奥掃部助奉行しと道避の輩ふたれをいふは仕るるは  
 の首再三作合の依テ拾は北軍政ふくひ合ふくよ衣袋を扱せは長田吾清  
 太師石出され初候と勝負の是非を判申ス譜代は相撲を依テ也

相撲

- 一番 左持 三浦遠江守九郎尉 右 結城上野十郎
- 四番 左勝 橘薩摩守金一 右 服部彌次

- 二番 大須賀九郎四郎 波多野小次郎
- 五番 左勝 廣瀬余三 加藤三郎

- 三番 左持 渋谷太師九郎尉 右 檢牧中務三郎
- 六番 左持 常陸次郎左衛門 右 七肥四郎

勝負持の者御前ふりし御氣御衣以賜る雲客取之ヲ負ルものい堪  
 吾を歸せは大器を以各酒を給る事三度御門の法を主等扱ふ候九  
 奥あり感ありと時の仕觀也

東鑑四十七卷云々康元二年丁巳十月十五日丙申朝雨降夕甚雷雨鳴ん  
 申北朝ノ地震今日雨の隙を以御所の南殿に相撲を覽給ふ相列前の  
 武列等賞給ふに候せ座は見物の輩堵のしと時の仕觀也

相撲

- 一番 左 伊豫三郎 右 中次
- 四番 左 平三郎 右 安藤三郎

二番 左 伊豫五郎  
右 小野四郎  
五番 右 萩園浦太郎  
四郎太郎

三番 左 荒佐三郎  
右 平次郎

○右平記の云々妻鹿孫三郎長宗の薩摩此氏長が末のせちう人よ  
とらん器量人の踰きり生年十六の春此以よを好んで相撲をとり  
小日本六千余列の中此は力ふ片の掛りとのあり同書より新田義貞此  
四天此れも細六郎左衛門時然の氏藏此國の任人也多難此強力此腕の  
筋きうして股のむく肉わりのきんは彼薩摩の氏長もわくやと見え  
おびきり十六の時より相撲此好んで取けるは坂東八箇國がわりの小更  
勝とのあかりを免

○小中鹿之助幸徳は尼子義久之の十勇士此隨一也格三に歳の時より相撲を

好んで取りしは國中よれ力ふ勝者あり其長七尺六寸力の強き事あり  
かゝり廿六歳までふ入十六の歳餘をとりし世きりとい傳

○元亀元年二月廿五日織田信長公近の園常樂寺ふ着給ひ羽音より  
國中此相撲を集めしは御賢ある取をらんきりものは百佛寺の庵同  
小麻宮居服左衛門餘は又市郎青地と右衛門等あり餘は青地と人の出  
され御斗附の刀脇差を給りてははる角りして具せしんよりすべし  
信長公御相撲此事委織田軍記ふゆりふ略々此瀬太郎を主因  
春藏居勝負此判法候

○奥品會津此願主浦生亮彈と氏郷が家人に西村九馬を助して大男此強力  
相撲のよるのり免子細あつて勅命せしむるが免<sup>ユル</sup>されて帰系致り氏郷  
自らが力に増りきりしを知りかゝり彼が不存を極見んや思ひんや  
帰系此眼を九馬を助を呼て家と相撲を取り臂力を極見んとて取  
らまはる九馬を助思ひんは勝きふおんらるや北月かん負んにおかて

の将者も思ふこと心慮猶豫しつゝふりや、武士のありし見かぎ  
らをバ恥しき事ありとありし定々強を爲して細合氏郷の勝り  
氏郷を念あり今一番取とそちを踏まうり迎習れ軍もいれ  
て夜九馬を助負て機嫌ふ意せよう、この山行を極りたる西村まと思  
しては夜態と負て縮むものと思ひもんより、有舟の勝なき事成りと  
決定し今夜も西村勝より氏郷を合合と汝がらう、家より勝をきり  
勝負れ情由白紙の底衣備れ道ありとて所産ふ加増を十と給ひ、  
時負きうまう、ふ氷見落さるるさしや

中夏角触此事

角触ハ倭國のさま也

漢武故事の同角触はむう、一國此に造所也、とりは注の云う戦國の  
とれ増く武を講めて我樂のありて相誘、その技力をあらしむ、  
以テ相觸きうういとも云

史記の秦に二世甘泉宮ありて角触をありて樂とあり

事物紀原九卷圓撒活法待字十三卷等にも出漢に武帝も角触  
の武備に一 equal 給ふ是則戰場の甲冑堅具其業あり、突切れ業  
より、故細亦多ものあり、細合の眞理を辨、強弱虚實、此身合武の  
ためては細も忘るるなり也

天竺相撲始

本行經に曰く悉多太子諸に釋種と共相撲、並皆地ふ計、其體  
を傷、死に亦一切に釋種一時の共ふ子を撲き、子を以て彼に觸、皆  
悉く地に倒れ、彼釋及諸者衆皆弄持、此心を生じ

義寂本紀經を引いて云く、前後後各法苑珠林十卷六少も、を量壽經の抄中一少も也

太子十七悉多太子、白淨王の子、日夜憂念して、いまも曾て歡娛せ、常小出家を  
念ぶ、父王僕も同く、太子何ぞ日く憂怖を、干時一言言、太子を  
長く宣、當小妻要、まうこの心を廻、依、名女を擇ぶ國の王、若  
女あり、名て水衣、夫と謂水衣、有經法苑珠林の瞿婁、この名、是則耶輸陀羅女也、天竺を襲也、八國に諸、

ヤミユダラ

此等免ふ未<sup>レ</sup>嘗<sup>テ</sup>白<sup>ク</sup>澤<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>聞<sup>キ</sup>て<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>昔<sup>ノ</sup>覺<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>求<sup>ム</sup>衣<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>と<sup>モ</sup>昔<sup>ノ</sup>覺<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>女<sup>ノ</sup>母<sup>及</sup>緒<sup>ノ</sup>群<sup>ヲ</sup>は<sup>リ</sup>國<sup>ヲ</sup>歸<sup>リ</sup>梵<sup>志</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>宣<sup>ス</sup>昔<sup>ノ</sup>覺<sup>ノ</sup>國<sup>ヲ</sup>歸<sup>リ</sup>愁<sup>テ</sup>飲<sup>食</sup>せ<sup>リ</sup>于<sup>テ</sup>時<sup>ニ</sup>女<sup>ノ</sup>父<sup>ハ</sup>同<sup>ク</sup>何<sup>カ</sup>也<sup>ノ</sup>樂<sup>ヲ</sup>は<sup>リ</sup>又<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>昔<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>緒<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>女<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>と<sup>モ</sup>我<sup>レ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>則<sup>チ</sup>我<sup>レ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>罰<sup>セ</sup>せ<sup>リ</sup>又<sup>ハ</sup>我<sup>レ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>女<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>怨<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>女<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>憂<sup>ハ</sup>こと<sup>ハ</sup>あ<sup>リ</sup>我<sup>レ</sup>却<sup>テ</sup>七<sup>日</sup>自<sup>ラ</sup>城<sup>ノ</sup>門<sup>ニ</sup>處<sup>シ</sup>緒<sup>ノ</sup>王<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>勝<sup>リ</sup>負<sup>セ</sup>せ<sup>リ</sup>世<sup>ニ</sup>勝<sup>リ</sup>強<sup>キ</sup>者<sup>ヲ</sup>用<sup>イ</sup>あ<sup>リ</sup>嫁<sup>ト</sup>す<sup>レ</sup>于<sup>テ</sup>時<sup>ニ</sup>父<sup>ハ</sup>白<sup>ク</sup>澤<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>王<sup>ノ</sup>聞<sup>キ</sup>更<sup>ニ</sup>憂<sup>ハ</sup>念<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>太子<sup>ハ</sup>未<sup>レ</sup>練<sup>也</sup>何<sup>カ</sup>勝<sup>事</sup>を<sup>シ</sup>得<sup>ル</sup>ん<sup>ヤ</sup>于<sup>テ</sup>時<sup>ニ</sup>女<sup>ノ</sup>至<sup>リ</sup>門<sup>ニ</sup>湖<sup>士</sup>雲<sup>集</sup>ス<sup>ル</sup>悉<sup>ク</sup>多<sup>ク</sup>太子<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>憂<sup>ハ</sup>念<sup>ヲ</sup>陀<sup>羅</sup>陀<sup>羅</sup>調<sup>達</sup>等<sup>ヲ</sup>九<sup>百</sup>人<sup>ノ</sup>禮<sup>樂</sup>射<sup>藝</sup>之<sup>ノ</sup>具<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>城<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>于<sup>テ</sup>時<sup>ニ</sup>先<sup>ハ</sup>調<sup>達</sup>門<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>塞<sup>ル</sup>象<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>投<sup>テ</sup>撲<sup>テ</sup>象<sup>ヲ</sup>忽<sup>チ</sup>死<sup>ス</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>難<sup>陀</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>道<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>側<sup>ニ</sup>也<sup>ハ</sup>一<sup>次</sup>太子<sup>ノ</sup>象<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>擲<sup>テ</sup>城<sup>ノ</sup>外<sup>ニ</sup>て<sup>ハ</sup>象<sup>ヲ</sup>獲<sup>テ</sup>王<sup>ノ</sup>故<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>亦<sup>ハ</sup>復<sup>シ</sup>調<sup>達</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>力<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>相<sup>撲</sup>し<sup>て</sup>調<sup>達</sup>が<sup>勝</sup>る<sup>者</sup>あり<sup>難</sup>陀<sup>と</sup>調<sup>達</sup>勝<sup>負</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>達<sup>多</sup>地<sup>ノ</sup>心<sup>神</sup>同<sup>ク</sup>絶<sup>ス</sup>白<sup>ク</sup>澤<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>難<sup>陀</sup>が<sup>勝</sup>る<sup>者</sup>あり<sup>勝</sup>負<sup>を</sup>決<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>難<sup>陀</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>白<sup>ク</sup>澤<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>見<sup>テ</sup>ハ<sup>ハ</sup>須<sup>弥</sup>の<sup>と</sup>自<sup>ラ</sup>芥<sup>子</sup>の<sup>と</sup>何<sup>カ</sup>勝<sup>負</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>拜<sup>謝</sup>し<sup>て</sup>退<sup>ク</sup>

と云ふ百餘經少は佛を聖に力を説く給ふ

○ 法華經中十四安樂行品に相撲相撲及に那羅等亦免險相撲と云ふ文に八卷法苑珠林に相撲とは吳を以て人ふ加るもの也相撲はと云ふことあり

○ 涅槃經少の又百の力と云ふは又磐石を蹴て空中を亦角力相撲とも説給ふ

○ 日本書紀中又意仁天皇此記に相撲と書て相撲と同訓也亦角力をと云ふこと訓を角力を以て梵語を考ふに是に此梵あり九條書中夏天安たを考ふに極實多侍とも文詞證ありき也(異言)早

○ 相撲教の方々此事

一 戰場に甲冑此也也具是の職を練切實此業自在あり透るあり此切實事容易かりきと云ふは平時に徒庸の切實事は相撲に甲冑堅固ありて中ぶる事多かり相撲に甲冑此理合に武備の指要也云ふは

甲冑のこめて切り実事、自在ありきん、十夜と此戦ひの夜七夜に組打る處  
 る事必也、古戦の物語も多し、組打を業、敵を離れ、唯四肢心體  
 此得失を以一向生死の吾異あり、故武の要なる所、組打也、其一大事、成り  
 組打ありて、いふある業を以勝理を得、性古の武士相撲を取、事々、  
 それ相撲の業、四肢心體の強弱、虚實を教、其の數、此理合戦場、組打の用、  
 わる、いふ事あり、あれを能く練、事々、時を心體、よん、熟し、業、  
 横順、此理をこそ、機、勝、負、を、  
 剛健、し、て、居、せ、  
 徹、  
 能、  
 れ、  
 あり、  
 慶長年中、此行、  
 一

膝を突指を突くを肩と云ふ、  
 古語、  
 此膝を衝、  
 多、  
 之、  
 先、  
 脇、  
 之、  
 二、

或ハ式尺或ハ三尺ハ圓形を以てその狭迫此内也と敵と中合強弱虛實  
此理合を練習ス勝負道理を大なる教也彼二間を尺の内敵を  
捨て臨止の勢いあつて返さるるを白出タさるる弱必死の戦場ありと  
是とを争ふは後より先事益あり後不暇自ある地不高低水溝此を異  
あり後より先程の弱を成りて押掛敵の強はく之如き一敵の来る極  
其時其勢の身此皆あり程又膝を衝るをいふ腰の弱事體理の  
ゆるい者倒るるをいふ必死此肩を得る一端と相撲の細平平時の練  
れいあまをいふ全併強者ん事人求む能く野人争ふも敵と  
絶する勝負此理あり一をいふそれ細合と死の彼を透回あり二間を尺  
圓形を以てせむるりとせば一合體理なれはは擡ありての輕き肩  
ありと拵起りたらしむるのや  
相撲の勝負此をいふ事常なるをいふ細いを強よと稱わし押掛ありと  
して敵の足輕く強き者を勝る一をいふ衝膝を衝をも能く勝と心得

一  
跡を踏むは返り爪古来の勝負此をいふは擡ありと稱わし意ありと也  
其の勝負此をいふ敵強はより弱くはばいふは一向を稱強敵を以極  
弱いふ是る程より強の突膝と押掛も此返り爪の程の強を勝負此なる  
といふ程の強くても敵の弱なる程の強を能くといふ古法の相撲は勝負は強り  
れありとてとりき事也

一  
る合意といふ相撲初め強聲を發し練り合事也是則活氣強遠此強を發  
る合意の聲を發する事力ハ聲の連ていふ此理也自を拂口肢心體の強  
を發し勇機全節が元々時心體一同して其業深し所あり一能ハ戦場敵の  
會て聲を掛合意はに勇氣を發するなり一聲ありとる勇氣の起  
るをよりあり程又相撲といふ事は力を以て争ひるに筋力を  
を以て争ひるに筋力を金剛砂といふ力足踏事逆に此氣を少く止めてお  
はふ筋力を強ふ是強強の勢と相撲古法の強あり然るは近半自合意  
あり聲も掛合意はに力足は化強の踏て古法をとりて是等勇氣



○ 拳の或は大指を以眼を突事 ○ 舌骨を以一指子ふと耳を強ううりて此の氣を絶え亡然  
 と露 ○ 顯露拳を以突事 ○ 鼻尖常新よ撲むにぞて眼くむの絶え其鼻根  
 をりうりと突込と此の同絶は亡絶とも成ル ○ 舌根咽喉の同大指食指を以て突事 ○ 咽喉  
 喉下を以て突事 ○ 止魂拳をりて突事 ○ 脇肋拳を以突事 ○ 鳩尾拳を以突事 ○ 神  
 剛拳を以突事 ○ 強襲の大指食指をりて突事 ○ 此の突を以て突事 ○ 鳩尾拳を以突事 ○ 神  
 有るを介口他の中あり九息身はあり新息を強真氣を強腰して氣の強腰せよ所多真氣  
 此あり成るもの也 ○ 立帯新りりをりて此の強襲を以て突事 ○ 胸腹を蹴る事も真氣也  
 ○ 指をとりて折り返す事二指横の折事同新  
 相撲此業の平時の強と以ても中を強けしもの此の肢體を強傷し或は未だどて梵穴  
 わり同絶はしと事同あり故相撲の強は始は梵穴中の圖を以てこれをいまむは圖の  
 業師の所ありて平時相撲の強は用るわりの平時の強は此の強は竹刀木刀を用ふこと  
 甲田此よは中を強き所ありて表裏さそくしで相撲の強は此の強は竹刀木刀を用ふこと  
 自身此業の強は真氣の中を覚悟を強きまの強は此の強は竹刀木刀を用ふこと

上段の合 上段の合ある指は上ふありあれを立眼相と云 勝負の情を考ふこと

甲田此強なるも各  
 心體の進退勤靜  
 此折ふとて相撲  
 白身此業甲田を著して  
 不自在といふもあつて心  
 體業ふ熟なるも  
 此の業こんり  
 ちとて



一  
 段



二回  
一度

中腕の合と  
中腕ある指と眼の通り小拂ル

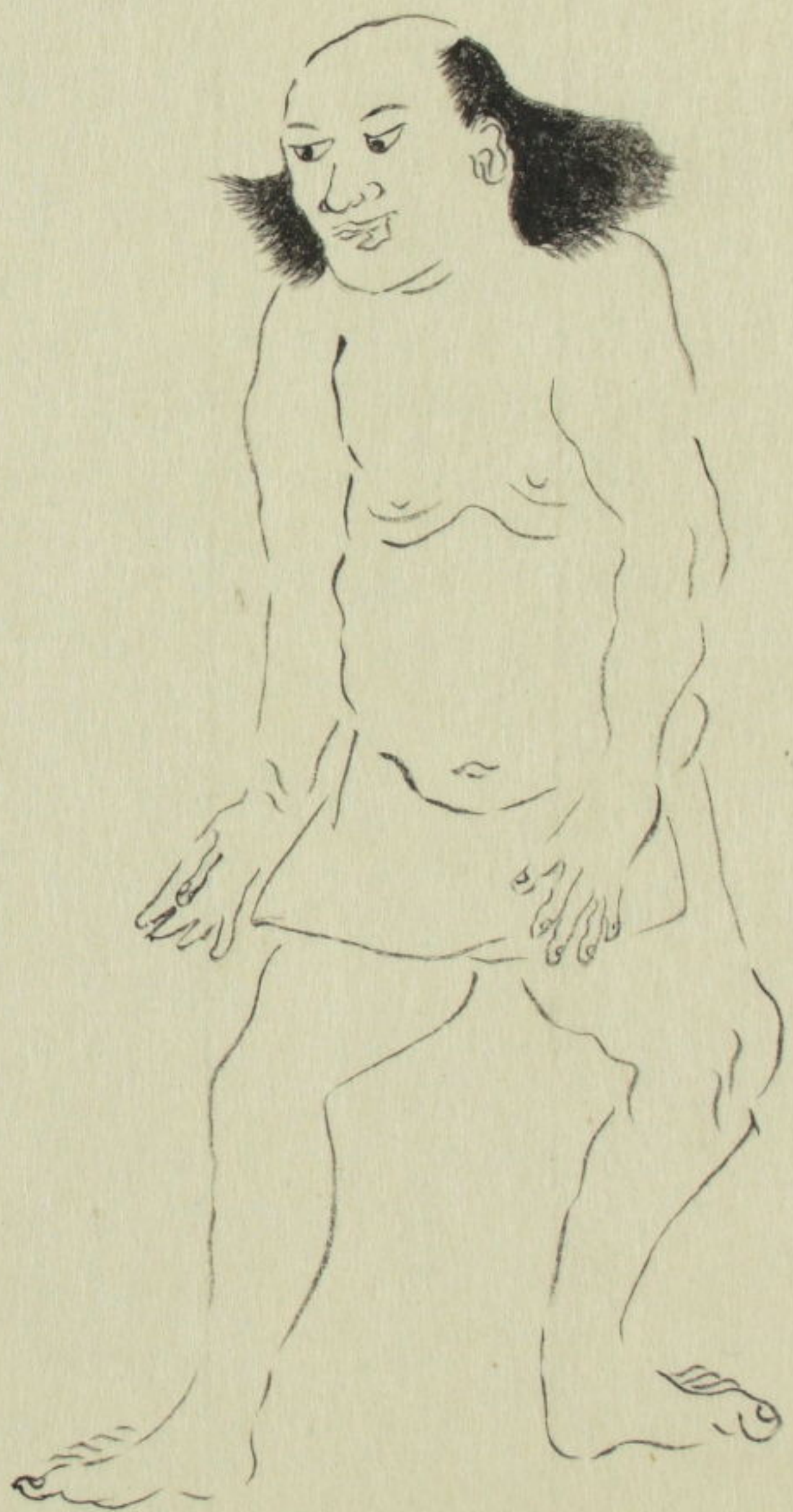


下腕の合  
下腕ある肩の小拂り



奇相此の合或の形此の合

奇の變動して常なる敵の強弱虚實ふまむべし  
轉圓及後撤此象なりを形といふもさうせん是則象あり  
その破るをうらむといふ事



陰陽此の合或の形此の合





踏返し

双方はつゝもさし合實の方虚の方を胸して推し起す虚は起されん  
 弱は弱し強は強し押起されん力を入らざる所を  
 実方以て掛る虚もまじり退くと  
 実方以て掛る虚もまじり退くと  
 足の落着くを踏返  
 踏返さざる実の方虚を  
 あらわす己が右は左へ  
 あらわす左は右へ胸を胸に  
 足を踏返すと胸を揺ると折返すと  
 三拍子同なり切滞りなきは合も  
 後ろを踏返さざるは浮沈を  
 考へ歩むに掛る足の落着くを踏返す也



両方の爪捕

雙方実合もさし合虚の方身合  
 弱きもさし強實の方不意あり  
 右のより虚の足を切り透る  
 ちうたりのを泳引揚り倒す  
 或は実揚きも足を引のり  
 向つき返さざるは  
 或は虚の方を引のり  
 足を引き戻すを引つき返  
 実倒さざるあり時定



虚の方を付し取りあるは實の方を付し取り取を實の方此體中通り  
 付々堅強の合身なり取り取帯を引たる付し實の方よりして體理なり其付實の  
 方此胸をこ右の方より虚の方取をまわして合身なり取り取り取り取り取り  
 させどとま向ふ取を引る實の方右の  
 むして虚の取をこがたりの方へつき  
 ともちそのきともちたるるを引る  
 虚のたりのとくうのりたきと押  
 例は堅強の前のき腫中通り痛む  
 呼吸苦胸を引るれ御なき極あき付の  
 仕方此取を胸へまわせば胸幅小若るなり  
 實



蓋し虚の方功者あり實の方よりするは付し取り取り  
 取を横あけ己も取をやその取帯を引るなり堅強ありなり取り取り  
 實の方引るれ取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り

上る之入身

或は虚の方取を横あけ取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り  
 方尾尾若るなり取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り  
 仕方を付しが體を引るなり取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り  
 むより取を引る身合を思ふなり取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り  
 いの近も胸腹を引るなり取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り  
 取枕を引るなり取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り  
 か実の方の仕取を付し取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り  
 勝なり取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り



投之摺腰 合投とも云

虚の方より取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り  
 取し取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り取り

カメ スカシ  
肩透

虚の方を肩へ入しどもいまだ帯をとり  
 実の方を此より意なりて改をわが方合意  
 相撲をゆるしり掛實の方を右の足をさし  
 返す押し記さんとする虚の方を押し記さん  
 右の足を十分さしり返弱し小腰を  
 押し記さんとしり改をわけて喰ひ  
 折を肩すうしりして実の方の  
 たりの方へ押し記さん或実の方たりして虚の  
 むしを打腰しり改を低く入すし折を  
 肩をすうしりして實の方のむしを虚の改を  
 押し記さんたりの方へ例なり改を押し倒



ヒキダシ  
乾出

虚の方遠き足か 實  
 意ありて相撲を低く来る  
 實の方を脇へ既しりして  
 前より来るべきおふせ  
 小もいりて或はよより帯をとりて  
 改をおきく實の方のむし押し記さん  
 けりして虚の方実の方の足をとりて小膝  
 すりしりしてふりもあふせ



虚

胸投 ナゲ

雙方はるゝに指合し  
 手もむねを押し合し  
 實の力虚を達させ胸を  
 押しあはせ脚の虚の力強  
 むととと強りて押し合は  
 實を押し合は振拂く重なり  
 ろうまうればむねをくうといふ  
 ふうもあはせ也



飛遠

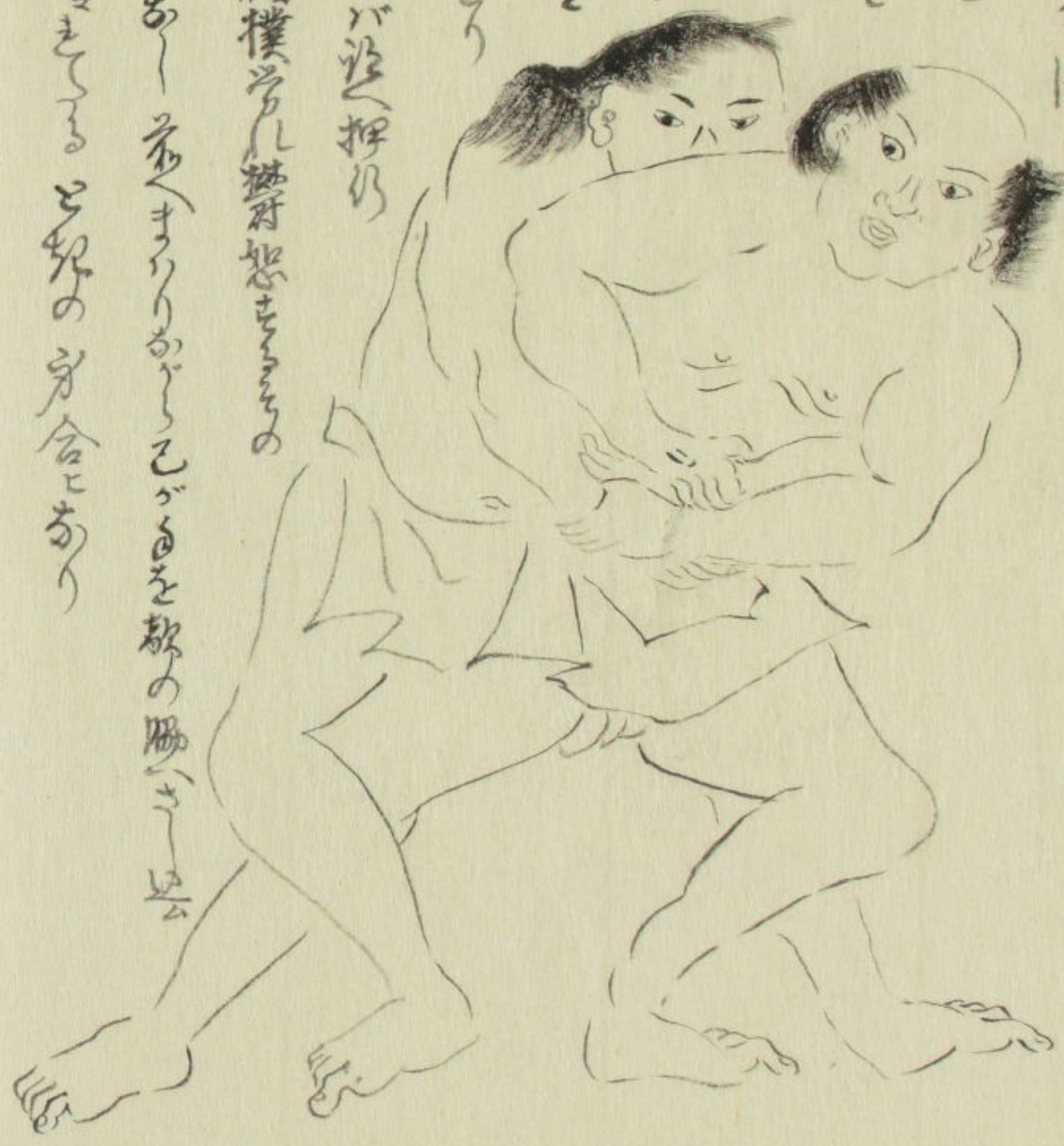
二あふとも合虚の力  
 一あふよ入こと来ル  
 是は治定さく  
 脚理上四四の時実の力  
 右のふりて虚の力をおく  
 とびちがひて己が右のふり  
 脚を捨たを押し合し脚と  
 足ちがひると一和さる虚の力  
 左のふりて右の足れあはせ  
 見て右のふりて左の足を蹴る



多怒氣之腹投

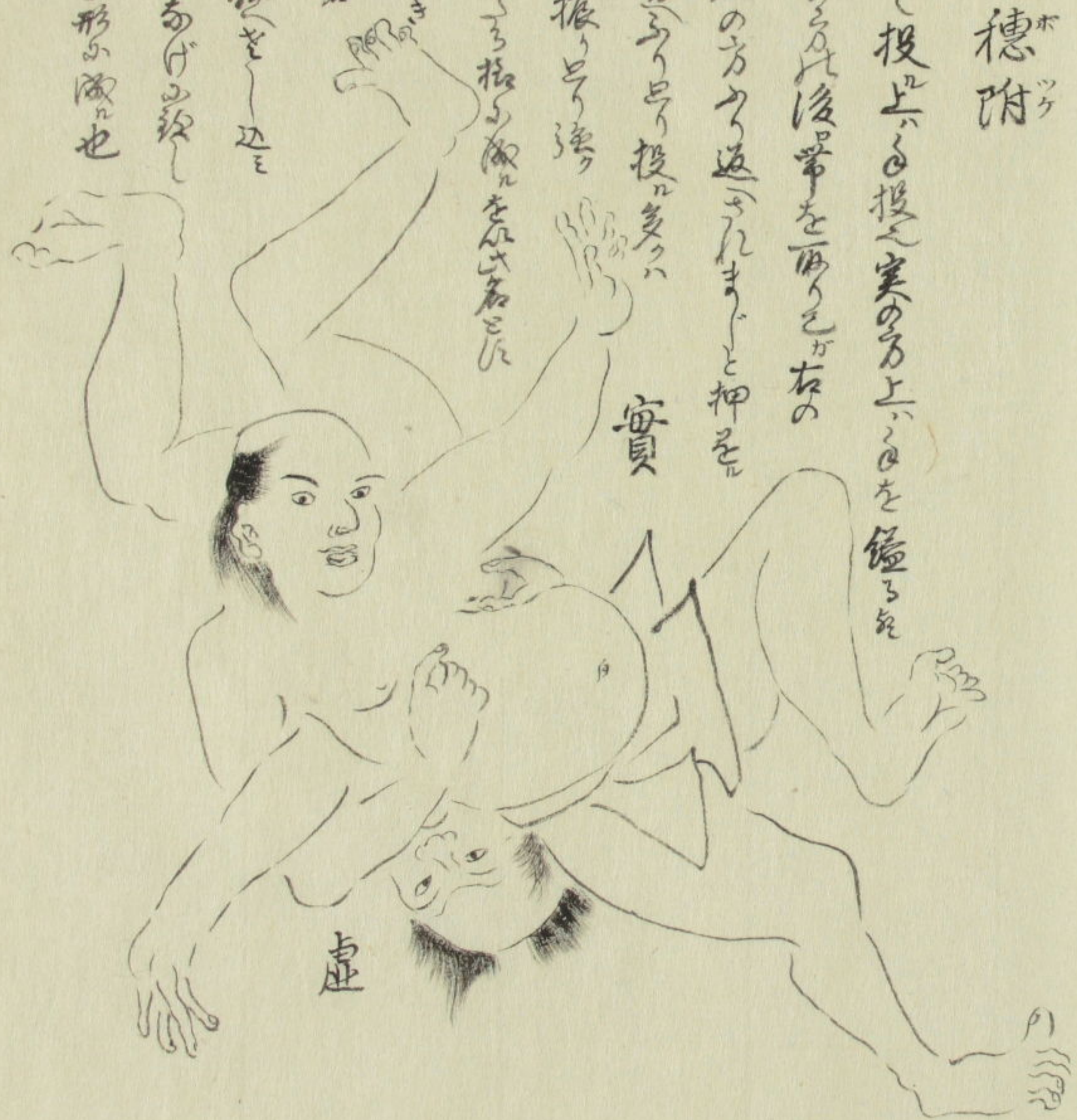
味虚實合

相撲をとり損じ横身よへるを後。ふまゝこれ抱るゝ向々事なり吾師  
 前の相撲後これあるを圖の  
 如くさう或はあなは是を  
 必の通りふさむと體理を  
 とり後の相撲たかむと  
 ちよとたいたりの是をさう  
 友初らんとせば右の是を  
 踏さる後より抱揚す時さう  
 たさるを押しさうは押し  
 花あは幸いなり知る後の相撲少し難怒まゝの  
 せんをさういふと後をさう一歩まうりあうこがを敵の腹さう  
 幸もあり是は後より抱揚まゝと此の身合あり



空穂附

幾ん強う揚て投よる投は實の方よるを極る  
 或は上より虚のさう後帯をあらそ右の  
 さう振掛時虚の方より返さるまゝと押さ  
 勢をさうたうのさうより投は多う  
 此の勢の強さ振さう強  
 投は空穂を附さう振は虚をさう  
 上より投の勢とつま  
 その或は實の方右  
 の腕を虚のたう振さう  
 かいさ投をさういあげん  
 てと勢と強さういふ形の腹也





又輪碎

實のちあつてをさし、<sup>ウツキ</sup>此をさしたる虚の方を背入り、<sup>ウツキ</sup>背の身合を、後頂の  
 方を實の胸に付、俯てあつて、<sup>ウツキ</sup>此の方へ、<sup>ウツキ</sup>此をさしたるを合當し、<sup>ウツキ</sup>或は  
 合當あつても、虚の肩を抱き、<sup>ウツキ</sup>此の腰をわし、<sup>ウツキ</sup>腰を押し  
 虚の背を胸に付、<sup>ウツキ</sup>此の胸に  
 腹をわし、<sup>ウツキ</sup>此の掛、<sup>ウツキ</sup>此の  
 及び又、<sup>ウツキ</sup>此を碎とし、  
 右ふ准して、<sup>ウツキ</sup>此を  
 及び合ふて、<sup>ウツキ</sup>此の脚  
 虚のひふ、<sup>ウツキ</sup>此を押し、<sup>ウツキ</sup>此の  
 及び首を、<sup>ウツキ</sup>此を  
 分り、<sup>ウツキ</sup>此を



マカラ  
竹族投

實の方あつてを招き、  
 たるふ虚の方を背入り、  
 實の方を、<sup>ウツキ</sup>此の勢に強  
 押し、<sup>ウツキ</sup>此の腹をわし、  
 腰及び、<sup>ウツキ</sup>此の所を、<sup>ウツキ</sup>此の  
 を、<sup>ウツキ</sup>此の



較系一本立チ

較系のふりまひとるやもりり上るのけいほぐ海幸あく後口のまへ投こまれば  
 うけられきまるとの光る乙が體下ふ敵ふ前へ投んとまればうきも投ふ敵は前へ  
 投ふ幸あつとびとまて咽喉をかへまきたれば呼吸もきかすやう少くわけあ  
 さまんは是も

もこらぬ相撲  
 外障の理をらしあひ  
 次前ふりまひて腹を  
 下の勢あり首をまひ  
 へたは是をさう備へ  
 前もあつとび  
 倒又幸もりり敵の  
 後口へさすも幸も  
 ありまこけね方此是の  
 地ふ是ふまこけをわけ  
 られまると是を跳してけを  
 幸ゆり是皆けの志向ぬゆへ較系のみ教を



大尾

虚

